

オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプログラム認証の方向性

（論点ペーパー）

オフセット・クレジット（J-VER）制度では、既存の認証制度や新たに地域等で取り込まれる認証制度との融和性を保つため、オフセット・クレジット（J-VER）制度の全部又は一部と整合していると認められる「プログラム」において発行されるクレジット等に代替してオフセット・クレジット（J-VER）を発行することを可能とする「プログラム認証」の手続きを置いている。

（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則におけるプログラム認証の位置づけ）

気候変動対策認証センター以外の機関が実施する制度が、本制度の全部又は一部と整合していると認められる場合、「プログラム」としてポジティブリスト上に位置付け、当該制度から発行されたクレジット等に代替して、本制度において必要な範囲で追加的な手続きをとった上で、オフセット・クレジット（J-VER）を発行し、本制度において管理することができる。プログラム認証に関する手続きは J-VER 認証運営委員会において別途定めるものとする。

1. 想定しうるプログラム認証対象

（1）グリーンエネルギー認証センターの「グリーン電力証書」及び「グリーン熱証書」

グリーンエネルギー認証センターでは、2002 年から再生可能エネルギーによる発電量をグリーン電力証書として認証している。また、同センターでは 2009 年 4 月から太陽熱による発熱量をグリーン熱証書として認証する制度を開始する予定である。

（2）地方公共団体による「二酸化炭素吸収証書」

地方公共団体では、企業の CSR 活動に基づく森林管理資金を森林吸収源対策に活用し、実施された吸収源活動（間伐等）に基づき、二酸化炭素吸収証書を発行している。各制度には対象施業やクレジット発行期間等に違いがあるが、統一的な認証基準に沿ったものについてはオフセット・クレジット（J-VER）としてプログラム認証の対象となり得る。

（3）地方公共団体によるカーボン・オフセット認証制度

地方公共団体では、オフセット・クレジット（J-VER）制度に準じたカーボン・オフセット認証制度を独自に設立し、当該地域での CO2 排出削減・吸収プロジェクトの認証を行うことを検討している。

2. プログラム認証の方向性

オフセット・クレジット（J-VER）制度との整合性の評価を判断するためのプログラム認証基準及びプログラム認証手続きを整備する必要があるが、当該検討にあたっては、1. に掲げるスキームを参考にすることとする。

（1）プログラム認証対象の特色

1. に掲げるスキームには、以下のような特色があり、これらを踏まえ、プログラム認証の設計を行う必要がある。

- ・「既に一定の認証実績を有するもの」と「これから認証を開始するもの」
- ・「CO2 排出削減・吸収量を認証するもの」と「CO2 排出削減・吸収量の前段階としての活動量（エネルギー削減量など）を認証するもの」
- ・「認証にあたって実地での検証を行うもの」と「認証にあたって実地での検証を行わないもの」

（2）プログラム認証の認証基準

プログラム認証の認証基準を策定するにあたっては、以下の点について留意する必要がある。

① プログラムを運営する主体及び体制

- ・プログラムを運営する主体が個別プロジェクトと利害関係を有さない中立的立場にあることを確保する必要があるのではないか。
- ・プログラムを運営する主体が個別プロジェクトを審査・認証するに足る専門性を確保するため、第三者有識者から成る審議機関を設置している必要があるのではないか。

② プログラムが利用する認証基準とオフセット・クレジット（J-VER）制度との整合性

- ・オフセット・クレジット（J-VER）制度において認証基準（適格性基準・方法論等）が作成されているプロジェクト種類については、プログラムが利用する認証基準はオフセット・クレジット（J-VER）制度の認証基準に準拠している必要があるので

はないか。

(例：森林による CO2 吸収量については、各都道府県で評価手法が異なっている。市場流通型である J-VER にするには、同一の活動に対しては同一の排出削減・吸収量の評価がなされるべきであり、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に準拠した認証が行われる必要がある)

- ・オフセット・クレジット (J-VER) 制度において認証基準 (適格性基準・方法論等) が作成されていないプロジェクト種類については、プログラムが利用する認証基準を参考にしつつ、オフセット・クレジット (J-VER) 制度における認証基準を新規に作成する必要があるのではないか。

(例：同一のプロジェクト種類に対して複数のプログラムが認証を行う際、同一の活動に対しては同一の排出削減・吸収量の評価がなされるよう、統一的なルールを作成する必要がある)

③ プログラム認証のポジティブリストへの位置づけ

- ・CO2 排出削減・吸収量を認証するものについては、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト種類ごとに、当該プロジェクト種類の認証を行う認証機関をリスト化する形をとるべきか。

(例：間伐促進型プロジェクトの認証を行う認証機関として都道府県名を一覧化)

- ・CO2 排出削減・吸収量の前段階としての活動量 (エネルギー削減量など) を認証するものについては、当該プログラムの認証結果をオフセット・クレジット (J-VER) 化する、という1つのプロジェクト種類としてポジティブリストに追加する形をとるべきか。

(例：グリーン電力証書を CO2 換算して J-VER 化するプロジェクト種類)

④ プログラムの実績

- ・プログラム認証を受ける時点で、何件程度の実績を有している必要があるとすべきか。

- ・当該実績が適切であることをどのようにして判断するか。当該プロジェクトのモニタリング結果・検証結果等についてオフセット・クレジット (J-VER) 制度側においても確認する必要があるか。

⑤ プログラムにおける申請～認証プロセスの整合性

- ・プログラムにおけるプロジェクトの申請～認証の順序については、オフセット・クレジット（J-VER）制度に準じたものであるべきではないか。
- ・プログラムにおける検証は原則として ISO14065 認定を受けた検証機関が実施することとするが、プログラムにおいて検証がなされていない場合は、J-VER 化するためにあたって第三者検証機関による検証を受けることを検討するべきではないか。
- ・プロジェクト申請書やモニタリングプラン等の様式については、最低限の要求事項が含まれていれば独自に定めてもよいこととするべきではないか。
- ・プロジェクト申請料や登録料等については、各プログラムでの作業人員等を勘案して独自に定めてもよいこととするべきではないか。

⑥ プログラム間の情報共有・情報公開

- ・プログラム認証対象のプログラムにおいて申請されたプロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会又は他のプログラムに再度申請されないよう、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会との間で緊密な情報共有を行うべきか。または、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会で最終的にクレジットを発行する際に二重申請がないことを確認するべきか。情報共有を行う際、申請書受理、登録、認証などの各段階のいずれにおいてオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に報告することとするべきか。
- ・各プログラムにおいて申請書受理、登録、認証されたプロジェクトについては、当該プログラムのホームページ等において公表するべきではないか。
- ・各プログラムにおいて、オフセット・クレジット（J-VER）化を想定していないプロジェクトについてはオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会への報告を免除するべきか。

⑦ オフセット・クレジット（J-VER）への変換方法と二重発行の回避

- ・各プログラムにおいて認証されたものについて、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に対してオフセット・クレジット（J-VER）の発行申請を行う主体はプロジェクト事業者とするべきか、プログラム管理者が一括して行うことができるかとするべきか。
- ・各プログラムにおいて独自に証書等が発行する場合、オフセット・クレジット（J-VER）の発行に伴い、当該証書等を無効とする手続きをとっていることを確保

する必要があるのではないか。

⑧ プログラム認証前の認証案件のオフセット・クレジット（J-VER）化の是非

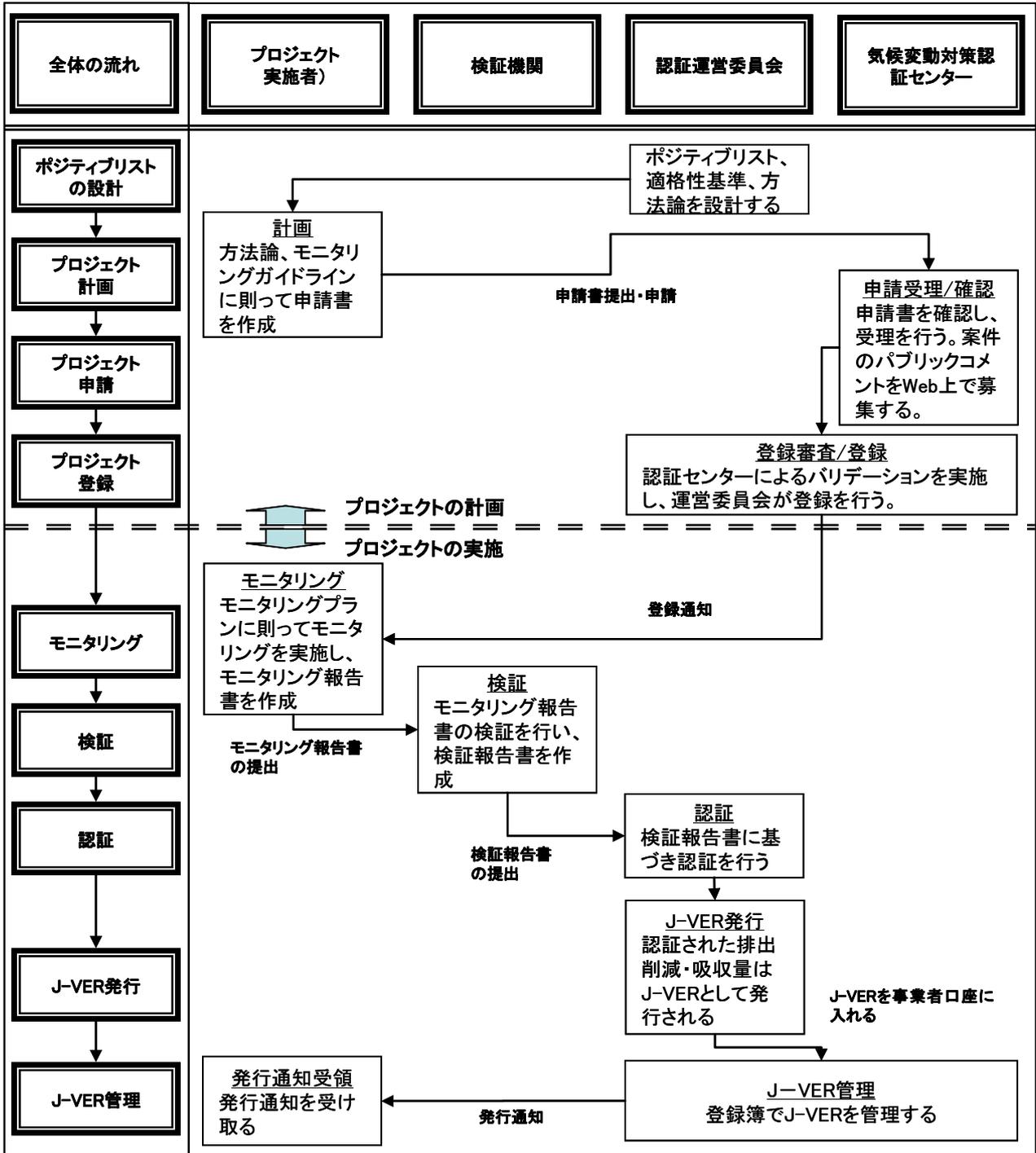
- ・プログラム認証が行われる前に各プログラムにおいて認証したプロジェクトについて、クレジット発行対象期間中に当該プログラムにおいて認証されたプロジェクトであればオフセット・クレジット（J-VER）の発行対象としてよいか。

⑨ その他

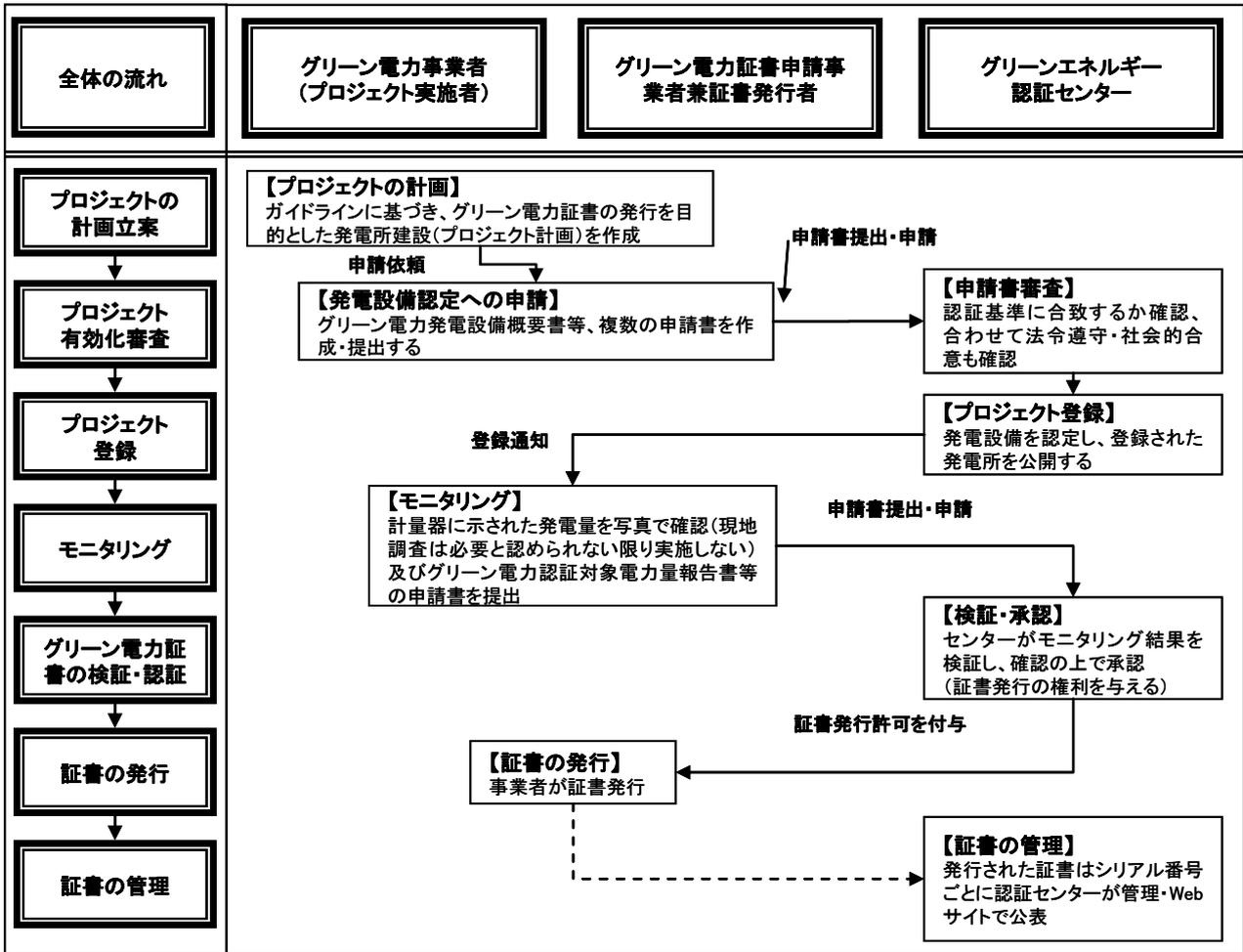
- ・その他に論点はあるか。

(別紙)

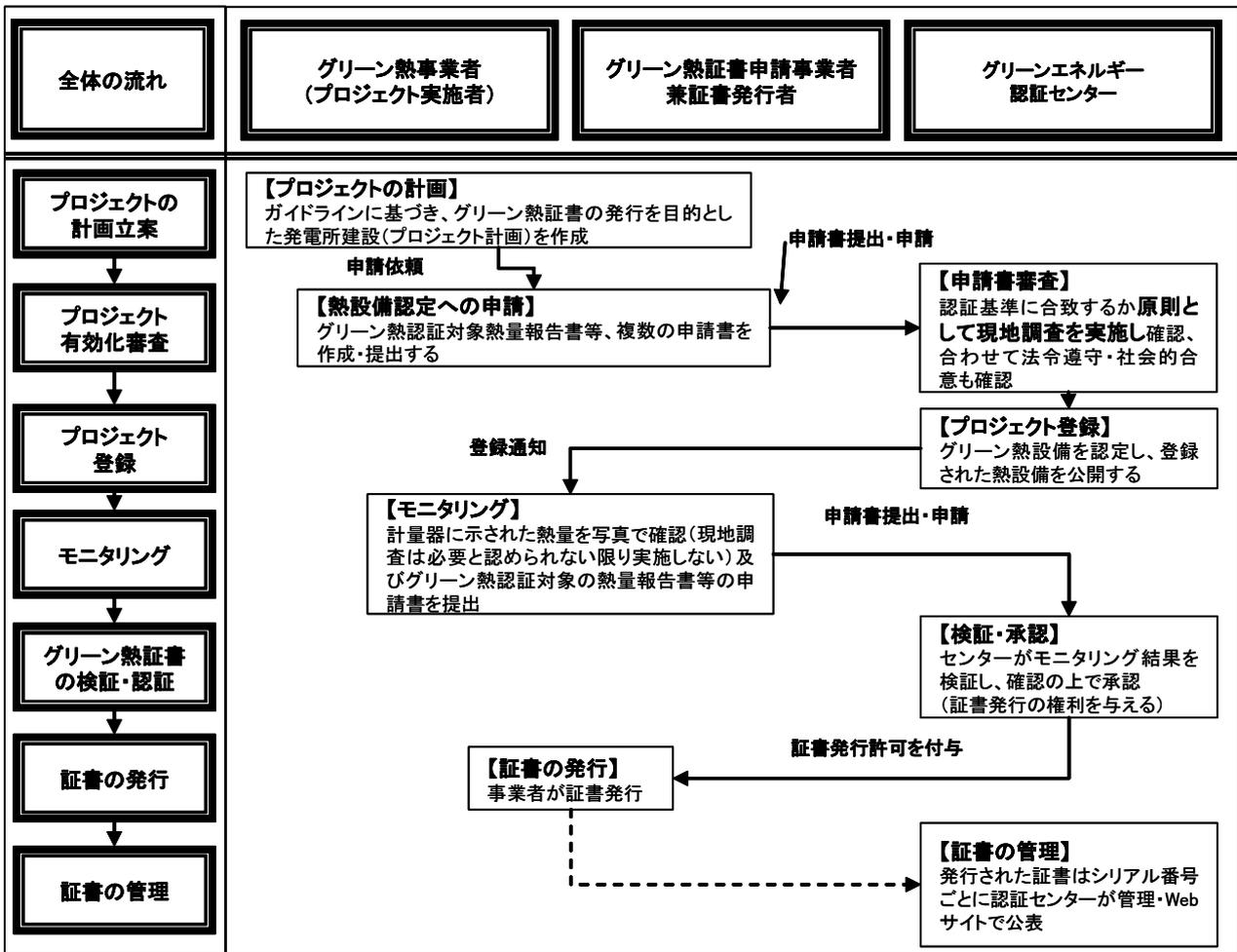
J-VER 制度のスキーム



グリーン電力証書のスキーム図



グリーン熱証書のスキーム図



地方版カーボン・オフセット認証制度のスキーム図（例）

